

入札に関する事前質問回答書

カテゴリ	質問	回答
事業概要	需要家への電力供給に余剰が発生した場合の余剰電力は県内に供給するとあるが、この場合の供給先は。	需要家への電力供給に余剰が発生した場合の余剰電力は、鳥取県内であれば、一般家庭、法人問わず供給可能です。
入札手続き	需要家は令和 8 年11月16日（月）期限の入札参加資格審査申請書の提出は必要か。	入札参加資格審査申請書の提出不要です。需要家はあらかじめ小売電気事業者と P P A 条件等を調整のうえ、令和 8 年11月30日（月）（郵送の場合は11月27日（金））期限の企画提案書（様式第 8 号 「 P P A 条件（予定使用電力量・電気料金変動率）」）をご提出ください。
入札手続き	需要家が無くても応募は可能か。	入札公告 4 （ 1 ）ケのとおり、要件を満たす需要家 1 者以上と電力需給契約を締結する計画があることを要件としているため、需要家が無ければ入札に参加する資格を満たしません。
入札手続き	需要家は、現在契約中の需要家でなくてもよいか。	入札書提出時点で、本事業の契約期間中に電力需給契約を締結する計画があれば可とします。
入札手続き	需要家の供給地点は、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行っている施設とあるが、対象は民間企業に限定されているのか。	民間企業に限定していません。自治体、法人格を有する各種団体も需要家の供給地点として想定しています。
入札手続き	県内に複数の事業所等がある。複数事業所でコーポレート P P A をしたいと考えているが、どのように申込みをしたらよいか。	法人格が同じの場合で複数地点でコーポレート P P A を申込む際は、企画提案書（様式第 8 号 「 P P A 条件（予定使用電力量・電気料金変動率）」）の行を追加するか様式を複数使用いただき、供給地点ごとに作成してください。法人格が異なる場合は、異なる需要家として企画提案書を申し込みをしてください。
入札手続き	新幡郷発電所と加地発電所の両公募を落札している場合、例えば佐治発電所で P P A 供給電力量が不足した場合に、新幡郷発電所または加地発電所の電力で P P A 供給分として不足電力を補うことは可能か。	新幡郷発電所と加地発電所の両方を落札している場合は、協議のうえで具体的な P P A 供給量等の内容を 3 者協定で定めることを検討しています。
入札手続き	公告 5 需要家に求める要件（ 3 ）について、「非再エネ電気料金プランから小売電気事業者が提案する P P A による再エネ電気料金プランに変更すること」とありますが、 P P A 以外の再エネプランからの変更でも条件を満たすか。	公告の 5 （ 3 ）に記載のとおり、非再エネ電気料金プランから P P A による再エネ電気料金プランに変更することを要件としています。そのため、既存契約の全てが P P A によるものも含めた再エネ電気料金プランの場合、要件を満たしません。一方で、既存契約の一部が再エネ電気料金プランの場合、残りの非再エネ電気料金プランを P P A による再エネ電気料金プランに変更する場合は要件を満たします。詳細は別添5入札に関する事前質問回答書（図）をご参照ください。
入札手続き	仕様書 第 3 章 その他 6 発電側課金の取扱いについて、「各月の発電側課金料金については、第 2 章の 1 により算定された同月の電力量料金と相殺し、買受人が一般送配電事業者に支払うものとする」との記載がありますが、入札書に記載する受給単価は、次の前提の場合どのように考えたらよろしいでしょうか。 前提）入札書に記載する受給単価10円/kWh、電力量100kWh、発電側課金相当額200円の場合	以下のとおりとなります。 小売電気事業者から鳥取県への支払：10円/kWh×100kWh＝1,000円 小売電気事業者から一般送配電事業者への支払：200円
入札手続き	落札者が決定次第、貴県、小売電気事業者、需要家の三者で基本協定書を締結し、並行して小売電気事業者と需要家の二者間で個別に協議のうえ、オフサイトPPA供給に係る契約を締結する、という流れか。	ご認識の通りです。なお、 3 者協定書及び小売電気事業者と本県との電力受給契約書の締結は 1 月以降を見込んでいます。
非化石価値	特定の発電所で作られた電気であることを、どのように証明するのか。	JEPX（日本卸電力取引所）が発行する非化石証書を活用することを想定しています。
非化石価値	RE 1 0 0 要件を満たす発電所か。	発電開始後15年以上経過しているためRE100要件を満たしませんが、特例措置として自社の年間消費電力量の15%までであれば、発電開始後15年以上経過している発電所で発電した電気をRE100の報告に使うことができます。 （ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/RE100_syousai_all_20240301.pdf のP62参照）

P P A 条件	企画提案書（様式第 8 号「P P A 条件（予定使用電力量・電気料金変動率）」）は需要家が提出するとのことだが、小売電気事業者と需要家の事前調整は必要か。	必要です。あらかじめ、P P A による電力供給量、P P A による料金単価、P P A 以外の電力需給契約等の調整をしてください。また、小売電気事業者は各需要家の P P A 条件をとりまとめの上、供給電力量合計が年間目標売却電力量を上回らないように留意してください。
P P A 条件	使用電力の全てをコーポレート P P A に切り替える必要はあるか。	コーポレート P P A への切り替えは、全量でも一部でも問題ありません。ただし、需給調整等の都合により P P A 供給の電力が不足する可能性があるため、P P A 供給以外の電力需給契約の締結が必要となります。あらかじめ、小売電気事業者と需要家でコーポレート P P A に切り替える量を調整の上でご判断ください。
P P A 条件	1 需要家あたりの供給量の上限は設定されるのか。	1 需要家あたりの供給量の上限は設けておりません。全体で入札公告 3（5）に記載の P P A による供給電力量合計以内に収まるようにしてください。
P P A 条件	需要家が複数ある場合に、電力供給量はどのように割り振られるのか。	小売電気事業者の裁量となります。需要家が複数ある場合は、あらかじめ予定使用電力量等を確認の上で設定してください。
P P A 条件	申し込み時の各需要家の供給量の上限は固定されるのか。契約締結後に P P A 供給量を増やすことは可能か。	提案の内容に基づき、基本協定書で供給量等の基本事項を定める予定です。P P A による電力供給量の上限を変更する場合は、別途協議します。
P P A 条件	契約締結後に新たに需要家を加えることは可能か。	協議の上で判断します。なお、この場合も全体の供給電力量合計が年間目標売却電力量を上回らない計画となるよう留意してください。
P P A 条件	契約締結後に需要家を減らしたり P P A 供給量を減らすことは可能か。	需要家の倒産等、やむを得ない理由の場合は協議のうえでご判断しますが、基本的に不可とします。なお、この場合の需要家へのペナルティは考えておりません。
P P A 条件	P P A による供給量を見込む場合に何を参照すればよいか。	仕様書別紙 1 ～ 3 をご参照ください。過去の発電実績や停電予定を参考にして P P A による電力供給量を見込んでください。P P A による供給電力合計は、必ずしも目標売却電力量に合わせる必要はございません。
P P A 条件	申し込み時の需要家の供給量を上回った分はどうか。	P P A 供給の不足分は、P P A 以外の電力需給契約により供給します。仕様書別紙 1 ～ 3 に記載の過去実績や停電作業予定を参照の上、電力需給の実態を踏まえて供給量の設定をお願いいたします。また、仕様書別紙 1 ～ 3 に定める以外に、漏水等で予定外の発電量の低下が発生する可能性についてもお承知おきください。
P P A 条件	期間内に新規設備を増設予定。そのため、使用電力量に年度別に差が生じるが問題ないか。	問題ありません。想定される電力量をご記載ください。
P P A 条件	契約期間の全期間をコーポレート P P A にする必要があるか。	全期間でも期間途中からでも可とします。
P P A 条件	電力需給契約の単価は契約期間中は変更できるか？	コーポレート P P A 部分の料金については、企画提案書（様式第 8 号「P P A 条件（予定使用電力量・電気料金変動率）」）で提案があった P P A に係る料金単価は変更できません。ただし、P P A 以外の電力需給契約については、小売電気事業者と需要家で調整して単価や契約期間について柔軟に対応してください。
P P A 条件	コーポレート P P A 部分以外の電力供給は再エネにする必要があるか。	必ずしも再エネでなくても良いです。小売電気事業者と協議の上で設定してください。
P P A 条件	災害等で発電所が長期間に停止した場合はどうか。補償はあるのか。	長期間停止した場合の非化石価値等の補償はありません。災害等で発電所が長期間停止した場合は、P P A 以外の電力需給契約により電力供給を受けてください。
P P A 条件	契約期間は令和 1 3 年 3 月 3 1 日までとのことだが、契約変更により期間延長できるのか。	契約期間を令和 1 3 年 4 月以降に伸ばす契約変更は想定していません。
産業振興・地域振興、脱炭素化推進	企画提案書の産業振興・地域振興、脱炭素化推進の提案について実現できなかったらどうか。	実現可能な提案をしてそれを実行していただきます。
産業振興・地域振興、脱炭素化推進	企画提案書の産業振興・地域振興、脱炭素化推進の提案について報告を求めとのことだが、どのような報告を求めるのか。	現時点で検討段階ですが、提案の達成状況や実効果等をヒヤリングし、本県の関係部局に情報共有したいと考えております。
産業振興・地域振興、脱炭素化推進	企画提案書の産業振興・地域振興、脱炭素化推進の提案は、小売電気事業者と需要家の全てについて記載が必要か。	全ての小売事業者及び需要家からの提案は必須ではありません。小売電気事業者及び需要家のうちから、少なくとも 1 つ以上の提案を記載してください。
産業振興・地域振興、脱炭素化推進	仕様書 第 3 章 その他 9 企画提案の実施報告について、1 年毎に企画提案の実施報告を行うよう定められていますが、報告様式等のイメージはあるか。	報告様式等は定めませんので、実施状況がわかるようにご報告ください。
産業振興・地域振興、脱炭素化推進	P P A 売電業務評価要領について、「産業振興・地域振興に係る提案」と「脱炭素化推進に係る提案」について、配点の内訳の記載がないのはなぜか。	「産業振興・地域振興に係る提案」と「脱炭素化推進に係る提案」については、評価の視点に記載されている提案かを評価の基準の記載の観点から審査委員の合議により総合的に評価されるため、評価の基準毎に配点の内訳を設けていません。
産業振興・地域振興、脱炭素化推進	P P A 売電業務評価要領について、「産業振興・地域振興に係る提案」は複数年かけて実施する企画でも問題ないか。	産業振興・地域振興に係る提案」及び脱炭素化推進に係る提案は、複数年かけて実施する計画でも問題ありません。この場合において、提案事項の実施完了報告が令和 13 年 3 月 31 日までに行えるようにしてください